

○ 特定社員登録規則（平成十九年内閣府令第八十三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分とこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分とをこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分（連続する他の規定により一括して掲げる規定にあつては、その標記部分に係る記載）に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>（特定社員登録の申請手続）</p> <p>第四条 「略」</p> <p>2 前項の特定社員登録申請書には、次に掲げる書類（官公署が証明する書類の場合には、申請の日前三月以内に作成されたものに限る。）を添付しなければならない。</p> <p>「一〇三 略」</p> <p>四 法第三十四条の十の十第五号の規定に該当しない旨の官公署の証明書</p>	<p>（特定社員登録の申請手続）</p> <p>第四条 「同上」</p> <p>2 「同上」</p> <p>「一〇三 同上」</p> <p>四 法第三十四条の十の十第二号（民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百十九号）附則第三条第一項において成年被後見人とみなされる者及び同条第二項において被保佐人とみなされる者並びに民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十一年法律第五十一号）附則第三条においてなお従前の例によることとされる準禁治産者を含む。）及び第五号の規定に該当しない旨の官公署の証明書</p>
<p>五 「略」</p> <p>六 法第三十四条の十の十第十二号に該当するかどうかを審査する</p>	<p>五 「同上」</p> <p>「号を加える。」</p>

ために協会が必要と認める書類

七] [略]

(特定社員登録の抹消に関する届出手続)

第六条 特定社員が法第三十四条の十の十四第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき(法第三十四条の十の第九号に該当するときはを除く。)は、本人又はその法定代理人、相続人若しくは同居の親族は、遅滞なく、その旨を記載した別紙様式第四号による特定社員登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2 前項の届出書には、当該届出書を提出する者が本人の法定代理人又は相続人である場合にあつては、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を、当該届出書を提出する者が本人の同居の親族である場合にあつては、住民票の写しその他の書類で当該届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを、それぞれ添付しなければならない。

別紙様式第4号(第6条第1項関係) (日本産業規格A4)

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

氏 名 印

続 柄

住 所

特定社員登録の抹消に関する届出書

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、特定社員登録規

六] [同上]

(特定社員登録の抹消に関する届出手続)

第六条 特定社員が法第三十四条の十の十四第一項各号のいずれかに該当するに至ったとき(法第三十四条の十の第九号又は第十二号に該当するときはを除く。)は、本人、法定代理人又は相続人は、遅滞なく、その旨を記載した別紙様式第四号による特定社員登録の抹消に関する届出書を協会に提出しなければならない。

2 前項の届出書を提出する者が本人以外の者であるときは、当該届出書に本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を添付しなければならない。

別紙様式第4号(第6条第1項関係) (日本産業規格A4)

年 月 日

日本公認会計士協会 殿

氏 名 印

続 柄

住 所

特定社員登録の抹消に関する届出書

下記の者について、別紙記載の事実が生じたので、特定社員登録規

則第6条第1項の規定により、届出を致します。

記

[表略]

別紙 (日本産業規格 A 4)

[表略]

(注意事項)

1 この届出書を提出する者が本人の法定代理又は相続人であるときは、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を添付すること。

2 この届出書を提出する者が本人の同居の親族であるときは、住民票の写しその他の書類で、届出書を提出する者が本人の同居の親族であることを証するものを添付すること。

3 法第34条の10の10第12号に該当するに至ったときは、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付すること。

4・5 [略]

則第6条第1項の規定により、届出を致します。

記

[同左]

別紙 (日本産業規格 A 4)

[同左]

(注意事項)

1 この届出書を提出する者が本人以外のものであるときは、本人の戸籍抄本又は戸籍に記載した事項に関する証明書を添付すること。

[加える。]

[加える。]

2・3 [同左]

備考 表中の [] の記載は付記による。